

宗尊親王『文応三百首』の流伝について

—『井蛙抄』所載本文を手懸りとして—

佐藤 智広

はじめに

頓阿の歌論書『井蛙抄』には、宗尊親王詠歌が二十七（重複一、実数二十六）首載せられている。この二十六首は、『文応三百首』に収められているものである。

『文応三百首』諸伝本の中には、「宮内卿資平」の「十月六日」付けの加添依頼状を付すものがある。源資平が宮内卿の任にあったのは、正元元（一二五九）年八月七日から弘長元（一二六一）年三月二十七日までであり、遅くとも、文応元（一二六〇）年十月六日には『文応三百首』は成立していたと見られる。

このように、文応元年には成立していた『文応三百首』は、宮内卿源資平から藤原為家に加添の依頼があったほか、同時代の複数の歌人により合点が付された。現存伝本は、この点者に差異があり、歌本文についても差異のあるものが多い。私は、これらの伝本の歌本文の差異を中心に分類整理を試みた¹⁾。しかし、これは近世期の書写にかかる諸本を平面的に分類整理し、小林強氏の提示しておられる伝本分類との違いを考察したに過ぎない。よって、本稿では、『井蛙抄』所載の『文応三百首』歌の本文を吟味し、本文の流伝に関する私見を述べたい。『文応三百首』より、およそ百年後に成立した『井蛙抄』において、『文応三百首』歌の本文がどういった本文であるかという点を指摘し、その結果としての本文の流伝を述べるという方法をとる。

初めに、『文応三百首』諸伝本を旧稿の私の分類に従い提示する。ゴシック体は本稿における略号、*は旧稿発表後調査したものである。

A・天理大学附属天理図書館春海文庫蔵本（春海）

・内閣文庫蔵甲（二〇一・三二六）本（内甲）

・宮内庁書陵部蔵甲（二六六・四）本（書甲）

・実践女子大学図書館山岸文庫蔵本（山岸）

・宮内庁書陵部蔵乙（二六六・四二二）本（書乙）

・内閣文庫蔵乙（二〇一・三五七）本（内乙）

B・神宮文庫蔵本（神宮）

*安井久善氏蔵本（安井）

・名古屋大学図書館皇学館文庫蔵本（名皇）

・大阪市立大学図書館森文庫蔵本（阪森）

C・筑波大学図書館蔵本（筑波）

・宮城県立宮城県図書館伊達文庫蔵本（伊達）

D・島原市立図書館松平文庫蔵本（松平）

・祐徳稻荷神社寄託中川文庫蔵本（中川）

・早稲田大学図書館蔵本（早大）

・岡山大学図書館池田文庫蔵本（池田）

・国文学研究資料館初雁文庫蔵本（初雁）

・天理大学附属天理図書館古義堂文庫蔵本（古義）

・宮内庁書陵部蔵丙（五〇一・八九四）本（書丙）

*樋口芳麻呂氏蔵甲（『歌書 五』所収）本（樋甲）

*島根大学図書館桑原文庫蔵本（桑原）

E・樋口芳麻呂氏蔵乙（『点取和歌類聚』所収）本（樋乙）

・天理大学附属天理図書館蔵本（天理）

F・群書類従巻第一七九所収本（類従）

G*久保田淳氏蔵本（久保）

・国文学研究資料館蔵久松潜一氏旧蔵本（久松）

なお、C筑波はBグループと思われる本文の、同様にC伊達はDグループ本文の異文注記がある。そして、D早大はAグループの伝本を校合本とし、見せ消チでAの本文を取り込んでいる。

『井蛙抄』本文は、島原市立図書館蔵平文庫蔵本（松平黎明会編『松平文庫影印叢書 第五巻』所収、平成五年、新典社）を用い、私に濁点を付すこととする。齋藤彰氏が「現存伝本は、伝頓阿自筆の尊経閣文庫蔵一軸（巻一のみ）を除き、およそ同一祖本から派生したものと考えられる。」と述べておられるように、私の調査できた『井蛙抄』写刊本において、少なくとも宗尊親王歌本文に大きな差異はない。宗尊親王歌の収められる部分を欠くような残欠本ではなく、且つ、天文二三（一五五四）年書写と比較的古い写本である松平文庫蔵本を選んだのである。

一

本節では、『井蛙抄』における本文を示し、『文応三百首』諸本の本文に差異のある部分を指摘する。なお、『文応三百首』諸本における、漢字・仮名の差異などは触れず（へ）で表記を統一する。

例1 井蛙夜もすがら此いちしはを折焼て雪にぞあかす大原の里
波線部（この市柴を）とあるのはA B C Gグループ諸本、（こりにし柴を）とあるのはD Fグループ諸本、（こりしく柴を）（「の市イ」ト異文注記）とあるのはEグループ諸本である。

この歌は『万葉集』巻四、五一三の

大原のこのいつ柴のいつしかと我が思ふ妹にこよひ逢へるかも

を本歌とすると考えられ、『井蛙抄』の「此いちしはを」はそれに近い。

『井蛙抄』本文と合致するのは、A B C Gグループ諸本の本文である。

例2 井蛙白雲の跡なき峯に出にけり月のみふねも風をたよりに

波線部α（白雲の）とあるのはA B C F Gグループ諸本、（白雲も）とあるのはDグループ諸本（D早大ハ「も」ヲ見せ消チ、「の」トスル）、（白雲も）（「に」ヲ見せ消チ）とあるのはEグループ諸本である。

波線部β（跡なき峯に）とあるのはA B C Fグループ諸本、（跡なき空に）とあるのはD Eグループ諸本（D早大ハ「空」ヲ見せ消チ、「峯」トスル）、（跡なき方に）とあるのはGグループ諸本である。

この歌は『古今和歌集』巻一一、四七二の

白浪のあとなき方に行く舟も風ぞたよりのしるべなりける

を本歌とすると考えられ、海の景を詠んだ恋歌を、秋の景に詠みかえている。波線部αβ共にいずれの本文が本来のものか決め難い。『古今集』の本文に近いのはGグループであるが、本稿の目的である『井蛙抄』と合致する本文は、A B C Fグループ諸本の本文である。

例3 井蛙吹おろす安蘇山あらしけさきえて冬野を広み雪ぞつもれる

波線部α（安蘇山あらし）とあるのはA B C D E Gグループ諸本（D書丙・桑原ヲ除ク）、（安蘇山おろし）とあるのは、D書丙・桑原Fグループ諸本である。山から吹きおろす風がおろしなのであるから、（吹きおろす安蘇山おろし）では、同心病の一種と見做される。（安蘇山あらし）が適当であろう。

波線部β（今朝さえて）とあるのはA B C D E Fグループ諸本、（音さえて）とあるのはGグループ諸本である。これはいずれとも決し難い。

波線部γ（雪ぞつもれる）とあるのはA B C D（池田・初雁・古義）

Fグループ諸本、（み雪つもれる）とあるのはD（松平・中川・早大・

書丙・樋甲・桑原) グループ諸本、(み雪つもれり) とあるのはEGGグループ諸本である。γはDグループ諸本が二分されている点が目される。おそらく第四句(冬野を広み)との繋がり、「み」を加えてしまった本文がDグループに現れ、次いで、連体止めに不審を感じて「る」を「り」に改変したEGGグループ本文が現れたのである。つまり、書写段階の誤写・意改による本文の変化が生じたものと考えられる。

結果、『井蛙抄』とαβγすべての本文が合致するのは、ABCとDの一部(池田・初雁・古義)の本文であり、αとγについては『井蛙抄』と合致する本文が本来のものであったと判断できるのである。

このように見ると、『井蛙抄』の本文と合致するのは、ABCグループ諸本の本文と結論付けられるのである。

二

前節の結果をふまえ、本節では、別の点から、『井蛙抄』と『文応三百首』との繋がりを検討したい。

『井蛙抄』巻三に、次のような記述がある。

中務卿親王御歌云

音羽山花咲ぬらし相坂の関のこなたに、ほふ春かぜ

民部卿云毎句花麗返々かくこそ作たく候へ、珍重〃〃

本歌をとほ山音に聞つ、逢坂の関のこなたに年をふる哉

私云此御歌本歌已及三句、殊有「称美之詞」、可謂「不

審。

九条前内府被付詞云、本歌に似過候歟、古歌之句有所及三句、為「同所」者、先達申「無念之由」候歟。

宗尊詠歌を「民部卿(藤原為家)」が褒めたのに対して、頓阿が私見

を述べたのである。頓阿は、宗尊詠歌が本歌の『古今集』歌と三句同じ詞を同じ句に用いているにもかかわらず、為家が「称美之詞」を付すことを「不審」だと言うのである。そして、その自説を補強するために「九条前内府(基家)」の評詞を用いるのである。頓阿は九条基家の評詞を見ている。換言すれば、頓阿が依拠資料とした『文応三百首』には、藤原為家・九条基家両者の評詞があったのである。

九条基家の評詞を有する伝本は、ABGグループ全体とD早大である。このうち早大は、本文校訂にAグループ伝本を用いている。この本文校訂の際に、本来Dグループ伝本にはなかった部分(例えばDグループ共通の欠脱歌や点者注記など)を書き入れている。基家の評詞も同様に書き入れられたのである。頓阿の依拠資料のように、本来、基家の評詞があったのは、ABGグループ諸本と結論付けられる。

次に頓阿の手を経た痕跡のある奥書を指摘する。A春海は、中院通勝が禁裏に伝わる本を借り出し、息子通村に書写させた本である。この本には、

本三此御歌先年書写之処、為人被「借失」之間、尋「證本」書之畢

頓阿

という本奥書がある。この本奥書を有するのは、AB全本とC筑波、D早大、F類従である。C筑波は、Bグループとの校合により、頓阿の奥書もとりこまれたのであろう。D早大も基家の評詞同様、Aグループ伝本にある頓阿の本奥書を書き入れたのである。また、F類従も早大のような経緯を経た合成本文と見られる。本稿に直接関わることはないが、詳細は別稿に譲るが、類従は、D書丙・樋甲・桑原とのみ歌順において合致する。本文においても、この伝本とのみ合致する例(前節例3 α参照)がある。且つ、Aグループ諸本の本文とのみ合致する例も類従

にはある。これらの点から、F類従はDとAの伝本を合わせたものと判断でき、よって、類従に見られる頓阿の本奥書は、Aグループ伝本から取り込まれたものと考えられるのである。つまり、『文応三百首』諸本において、頓阿の本奥書を本来有する——校合の際に取り込まれたものではない——のは、ABグループ諸本と結論付けられる。

このように見てくると、頓阿が資料として用いた『文応三百首』は、ABグループを遡る一本であり、頓阿の手を経た痕跡が、近世期写本に遺されたと言えるのである。

三

頓阿の『井蛙抄』と繋がり認められる伝本は、本文の点からABCグループ、形態の上からABグループと判明した。

ところが、『井蛙抄』との関わりにおいて看過できない問題点が一つある。それは『文応三百首』諸伝本において、藤原為家の評詞の位置が一箇所異なることである。今、差異のある部分を、春海と松平の本文で示す。なお、これは新編国歌大観番号三六・三七番にあたる。

〔春海〕いまうふる若木の桜花さかばこの春よりや人のまたれん
 毎句花麗、返々かくこそ候たく候へ。珍重候く。

をとは山花さきぬらし相坂の関のこなたに、ほふはるかせ
 〔本歌に似過候歟。古歌句之在所及三句同所者、先達申し無念之由候歟。〕 (一) 内朱書

〔松平〕今こふる若木の桜花咲ばこの春よりやひとのまたれん
 音羽山花咲ぬらし逢坂のせきのこなたににほふ春風
 毎句花麗、かくこそ有たく候へ。珍重〃〃。

『井蛙抄』によれば、第二節に掲げたように、「音羽山」の歌に、為

家の「毎句花麗……」、基家の「本歌に似過候歟……」の評詞が付されている。しかし、春海の場合、「今植うる」の歌に為家の評詞が付され、松平の場合、基家の評詞がなく、結果、両者とも『井蛙抄』と異なるのである。勿論、この二本のみが異なるのではない(表参照)。

号	A	B	C	D	E	F	G	
略	春内書	山書内	神安名	阪筑伊	松中早	池初古	書櫛桑	樋天類
36為家	○	○	○	○	○	○	○	○
37為家	×	×	×	×	×	×	×	×
基家評	○	○	○	○	○	○	○	○

ABグループは、『井蛙抄』と為家の評詞の位置が異なり、DEFGグループは、『井蛙抄』にある基家の評詞がないのである。唯一、『井蛙抄』の形と合致するのは早大であるが、繰り返し述べたように、Aグループにある基家の評詞を書き加えたためである。

この問題の部分は、頓阿が為家の評詞に対して不審を抱いた箇所でもある。頓阿は自らの属する二条派の祖である為家の評詞について、この部分の評詞についてのみ不審を抱き、反御子左派の基家の評詞を補説とした。頓阿にとって、為家の「称美之詞」が「音羽山」の歌に付されるのは本歌取という点から理解できないということである。

ところが、頓阿の師であり、為家の孫である二条為世は、頓阿と異なる評価を、この「音羽山」の歌に与えている。嘉元元(一一三〇三)年奏覧の、第十三代勅撰集『新後撰和歌集』は、二条為世の単独撰で成立したが、この集に「音羽山」の歌が採られているのである。『文応三百首』から採られた歌は、「音羽山」歌も含めて四首で、これらはすべて『文応三百首』において為家の合点が付されているものである。さらに、

『新後撰集』巻四、三四〇（『文応三百首』一三四）番歌

雲はらふ夕風わたるささの葉の太山さやかにいづる月かけ

は、『文応三百首』において

たゞか様にやすらかにうつくしうこそありたく候らへ。（春海）

という為家の評詞が付された歌である。為家の歌風を継ぐ二条歌学において、二条為世は為家の言う「やすらかにうつくし」い歌を探ったのである。この点から考えて、「音羽山」の歌に本来、為家の評詞「毎句花麗……」も付されていたのであろう。

頓阿の奥書を本奥書とするABグループ諸本は、「毎句花麗……」の為家の評詞を「今植うる」の歌に付す。『文応三百首』諸本において、為家の評詞の位置が異なるのはこの一例のみである。これは注目してよい。評詞の有無、評詞本文の差異という点で言えば、諸本に差異があるが、評詞の位置が大きく二つに対立するのはこの一例だけだからである。しかも、その評詞の位置を誤ると見られるのが、頓阿の本奥書を有するABグループ諸本なのである。

二条為世門の四天王の一人である頓阿は、為家の評詞について、この部分のみを「不審」とする。そして、頓阿の本奥書を有する二グループは、為家の評詞の位置を誤る。これは、目移り等による書写上の誤りではなく、頓阿の「不審」を根拠とした、頓阿及びその周辺人物による意図的な改変と考えられるのである。

おわりに

以上のように、『井蛙抄』と関わりのある『文応三百首』の本文及び伝本を考察してきた。その本文については、ABCの三グループが合致することが多い。また、頓阿の目にした『文応三百首』には九条基家の

評詞が付されていたことから、AB二グループとの関わりを指摘した。さらに、この頓阿と関わりの深いABグループのすべての伝本が、頓阿の「不審」とした部分の評詞の位置を誤り（意改）すると考えた。このことから、本文の点で合致することの多いABCグループ中、Cグループは頓阿との関わりがなく、Aのみが『井蛙抄』の資料となった本から派生した伝本であると判断できるのである。

ABグループは、若干本文に差異があり、歌順・内題も異なりが認められる。よって、これらの差異が頓阿の手を経て以後どの時点で起こったのかは、現段階では厳密に確定できない。しかし、両グループとも、頓阿が目にし、『井蛙抄』の依拠資料となった現存しない伝本から後代に派生した諸本であることは明らかにできたであろう。

近世期に転写された伝本をもとに、『文応三百首』が中世においてどのように伝えられていたかという点を考察してきた。本稿ではその一面を明らかにするために、『井蛙抄』との関係について言及した。ABグループは『井蛙抄』の依拠資料となったと想定する伝本と近く、結果、『文応三百首』成立後、約百年下る一三三〇年頃まで溯ることのできる本文であると言える。またABグループ本文と近いCグループは、頓阿との関わりは見出せないものの、同じように時代を溯りうる本文を有する。本稿では、DEGグループの本文について言及することはできなかった。ABCグループのみならず、他のグループの本文をも視野に入れつつ、『文応三百首』の本文の流伝について更に考察していきたい。

《付言》『井蛙抄』並びに『文応三百首』の、貴重な御所蔵書の閲覧、及び複写を御許可下さった所蔵機関各位に、深くお礼申し上げます。

[注]

- (1) 拙稿「宗尊親王『文応三百首』伝本分類私考」(『筑波大学平家部会論集』五集、平成七年十一月、筑波大学平家部会)
- (2) 『新編国歌大観 第十卷』(平成四年、角川書店)所収「宗尊三百首」解題。井上宗雄氏・兼築信行氏・小林強氏の共同執筆であるが、「主として」小林氏が作成したとあることによる。以下、小林氏とあるのは、すべて同解題。
- (3) 『松平文庫影印叢書 第五巻』(平成五年、新典社)所収「井蛙抄」解題。
- (4) 『万葉集』本文は、西本願寺本の影印『西本願寺本萬葉集』(平成七年、おうふう)の訓により、私に漢字を宛てた。
- (5) 『古今集』本文は、『新編国歌大観 第一巻』(昭和五八年、角川書店)による。以下勅撰集本文及び歌番号は同書による。
- (6) 但し『八雲御抄』によれば、同心病は「是同事の二句にある也。句ならびぬるは不_レ謂_レ之。」とあり、この例は同心病とならない。
- (7) 旧論拙稿前掲注(1)において、類従が書丙とのみ歌順の合致する例を指摘した。その後調査できた樋甲・桑原も合致が認められた。特に桑原は類従が諸本と歌順の異なる三箇所すべてにおいて合致する。
- (8) 為家の評詞の位置が諸本で異なる点については、既に大取一馬氏「宗尊親王『文応三百首』の為家評詞について(その一)」(『龍谷大学論集』四三七号、平成三年三月、龍谷學會)が指摘しておられる。大取氏は為家の評詞を分析され、「首羽山」歌に評詞が付されたと仮定して、「古歌をふまえて新しく詠まれた歌が結果としてすぐれた歌になつておればあえて形式に捕われることはなかったであろう。」
「基家も、後の頼阿もそういつた為家の思い(本歌を敢えて指摘しないこと―稿者注)までは理解し得なかつたのであろう。」と述べておられる。大取氏はその立論の性質上、どちらの位置が正しいのかは言及しておられないが、以上のような推論は、本稿の帰結と矛盾しない。
- (9) 注(1) 拙稿第二節を参照されたい。

(ざとう) ともひろ 昭和学院短期大学 専任講師)

《 正 誤 表 》

本誌前号(第五集)、佐藤智広氏の御論文において、編集部の方任の下に版下を作成した箇所_に誤植を犯した。御迷惑をおかけした論文執筆者及び読者諸賢に心よりお詫び申し上げ、ここに訂正する。

二五頁上段 二行目	〔誤〕 御詠	〔正〕 御歌
二九頁上段 八行目	〔誤〕 早大	〔正〕 早大(執筆者略号)